山口県定住促進教育ローン（プライム）

令和７年　４月　１日現在

商品名	山口県定住促進教育ローン（プライム） ※　山口県と山口県信用金庫協会加盟信用金庫（西中国信用金庫、萩山口信用金庫、東山口信用金庫）との地方創生にかかる包括連携協定に基づき、県内大学等進学家庭の教育資金を応援することを目的として、３信用金庫合同にて取扱います。

1. 取扱期間	・平成２８年４月１日～令和８年３月３１日
2. ご利用いただける方	・申込時の年齢が満１８歳以上の個人および個人事業主の方 ・安定継続した収入のある方（年金受給者の方も可） ・山口県内、かつ当金庫の営業地区内に居住される方 ・山口県内の大学院、大学、短期大学もしくは専修学校に入学または在学されるお子さまをお持ちの方 《山口県定住促進教育ローンプライム》 ・申込日時点または貸付実行日時点で、当金庫における対象ローンが次の条件のいずれかを満たす場合にご利用いただけます。 ①　下記対象ローンをご利用の方で、貸付実行日から６か月以上経過し、かつ直前の返済に延滞のない方、もしくは完済後３年以内の方。 （ア）　すべてのしんきん保証基金保証付個人ローン （イ）　すべてのしんきん保証基金保証付住宅ローン ②　下記対象ローンを契約中の方、もしくは新規契約される方。 （ア）しんきん保証基金保証付カードローン （イ）しんきん保証基金保証付カードローン（セットプラン） ※教育カードローン、新教育カードローンは含まない ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
3. お使いみち	・山口県内の大学院、大学、短期大学もしくは専修学校に入学または在学するために必要な次の資金 ※①および②は、お申込み日時点で支払日から３か月以内のものに限り支払い済み資金としてご利用可能です。 ①就学する学校等（教育施設）への納付金（最長１年分）。 ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校への入学金を含みます。 ②就学にかかる付帯費用（最長１年分、１００万円以内） ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等になります。 ③申込人が①または②を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換え資金（にししん教育カードローンは除く）および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 （①または②と合わせた申込みに限ります。） 《山口県定住促進教育ローンプライム》 ・上記①～③に対し必要な資金
4. ご融資金額	・１，０００万円以内（１万円単位）（２０歳未満の方は３００万円以内） ※当金庫からの借入金（当座貸越極度額を含む）が７００万円を超える場合、出資をしていただき会員となっていただく必要があります。
5. ご利用期間	・１６年以内（３か月以上１か月単位） ・元金返済据置（利払いのみ）期間は卒業予定月までとします。
6. ご融資形式	・証書貸付

7. ご融資利率	【固定金利】 ・山口県定住促進教育ローン：年２．１％（保証料含む） ・山口県定住促進教育ローンプライム：年２．０％(保証料含む) ・延滞損害金は、返済すべき元金に対し年１８．２５％となります。
8. ご返済方法	・毎月元金均等または毎月元利均等分割返済とします。 ・申込金額の５０％以内の元金について６か月毎のボーナス併用返済ができます。 ・返済日は任意の指定日とします。
9. 保証人･担保	・原則として不要です。
10. 保証会社・保証料	・一般社団法人しんきん保証基金 ・保証料はご融資利率に含まれております。
11. 必要書類	・本人確認書類 運転免許証（取得していない場合は個人番号カード（表のみ）、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか） ※　有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。 ・所得確認書類（申込極度額が１００万円超の場合） 公的所得証明書（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その２（所得金額用）等）、源泉徴収票原本、確定申告書(控)、給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合）、年金振込通知書・年金額改定通知書・年金裁定通知書のいずれか ・資金使途確認書類 見積書、注文書、請求書、学校発行の振込用紙等、資金使途が確認できる書類 ※付帯費用のみの申込みの場合は、就学確認書類（合格通知書、在学証明書、学生証、納付金の領収書・領収印のある振込用紙等）が必要となります。 ・借換資金の場合：融資残高ならびに申込人本人の借入であることを確認できる書類 ・その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
12. 手数料	・繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料３，３００円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9 時～17 時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
14. その他	・今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が３，０００万円以内とします。 ・証書貸付は保証登録内容に基づき現在残高を推定した「推定残高」、当座貸越は、保証登録がなされた「保証金額（貸越極度額）」を現在残高とみなします。 ・資金は、原則可能な限り振込とさせていただきます。 ・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますでご了承下さい。

西中国信用金庫